

**第 1 6 回**

**浜坂町・温泉町**

**合 併 協 議 会**

**平成 1 7 年 2 月 9 日 (水)**

**浜坂町・温泉町合併協議会**

## 第16回浜坂町・温泉町合併協議会次第

日 時 平成17年2月9日(水) 13:30~

場 所 温泉町 夢ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

\_\_\_\_\_

4 議 題

(1) 報告事項

報告第30号

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を  
変更する協議書について

報告第31号

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を  
変更する協議書について

(2) 協議事項

協議第65号

合併の期日の変更について

5 その他

(1) 第17回協議会の開催について

日時 平成17年 月 日( ) : ~

場所 浜坂町多目的集会施設 2階ホール

6 閉 会

# 会 議 資 料

## 資 料 索 引

報 告 第 3 0 号	浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について	P 1 ~ P 2
報 告 第 3 1 号	浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について	P 3 ~ P 3 別紙協議書 当日配布
協 議 第 6 5 号	合併の期日の変更について	P 4 ~ P 9

報告第30号

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する  
協議書について

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書につ  
いて報告する。

平成17年2月9日報告

浜坂町・温泉町合併協議会  
会 長 陰 山 毅

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書  
について

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協  
議書を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。

平成 年 月 日承認

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の  
一部を変更する協議書

浜坂町、温泉町は、平成15年10月17日締結した浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を、次のとおり変更する。

別表1中

「

会	長	中村政行(浜坂町長)
---	---	------------

」

を

「

会	長	陰山毅(浜坂町長)
---	---	-----------

」

に変更する。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、2町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年12月27日

美方郡浜坂町浜坂2673番地の1  
浜坂町長 陰山毅

美方郡温泉町湯1604番地  
温泉町長 馬場雅人

報告第31号

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する  
協議書について

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書につ  
いて報告する。

平成17年2月9日報告

浜坂町・温泉町合併協議会  
会 長 陰 山 毅

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書  
について

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協  
議書を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。

平成 年 月 日承認

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の  
一部を変更する協議書

浜坂町、温泉町は、平成15年10月17日締結した浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を、次のとおり変更する。

別表3中

「

各議会が選出する議員	浜坂町	田中満穂	
		田村昭	
		小林俊之	

」

を

「

各議会が選出する議員	浜坂町	岡坂峰雄	
		平澤輝實	
		西村敏弘	

」

に変更する。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、2町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成17年2月7日

美方郡浜坂町浜坂2673番地の1

浜坂町長 陰山毅

美方郡温泉町湯1604番地

温泉町長 馬場雅人

〈参考資料〉

浜坂町・温泉町合併協議会委員・顧問・監査委員名簿

平成17年2月7日

規約第7条第1項	氏名	職名・出身町	備考
1号委員 (町長)	陰山毅	浜坂町長	会長
	馬場雅人	温泉町長	副会長
2号委員 (議長・議員)	田中満穂	浜坂町議会議長	副議長
	岡坂峰雄	浜坂町議会議員	
	平澤輝實	浜坂町議会議員	
	西村敏弘	浜坂町議会議員	
	幸賀毅	温泉町議会議長	議長
	西脇明	温泉町議会議員	
	田中要	温泉町議会議員	
	西村公子	温泉町議会議員	
3号委員 (学識経験者)	木谷重幸	浜坂町	
	熊本恭乃	浜坂町	
	中井登	浜坂町	
	中田雄久	浜坂町	
	西垣晋輔	浜坂町	
	朝野美喜代	温泉町	
	岡田衆二	温泉町	
	田中董	温泉町	
	中井功	温泉町	
	中井祥三	温泉町	
規約第8条第1項顧問	丸上博	兵庫県議会議員	
	西村良二	但馬県民局長	
規約第14条第1項 監査委員	高岡昌男	浜坂町監査委員	
	北村英一	温泉町監査委員	

協議第65号

合併の期日の変更について

合併の期日の変更について提出する。

平成17年2月9日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 陰山 毅

協定項目	2	合併の期日の変更について
<p>平成16年9月11日に開催した第12回合併協議会において確認された合併の期日について、下記のとおり改める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>「合併の期日は、平成17年4月1日とする。」を「合併の期日は、平成17年10月1日とする。」に改める。</p>		

平成 年 月 日 確認・継続審議

## 合併の期日の変更について

### 1. 変更内容

「合併期日は、平成17年4月1日とする。」を「合併期日は、平成17年10月1日とする。」に改める。

### 2. 変更理由

申請の手続き上、2町の合併は、4月1日の合併期日に間に合わなくなったため、財政事情等を勘案し、可及的速やかに合併効果が発揮できるよう、現段階で最も早い合併の期日とする。

#### 最も早い廃置分合申請の手続き

現行合併特例法による合併は、合併関連議案を各町議会で議決後、3月末までに県へ廃置分合の申請をする必要があります。

県は、国と協議し、総務大臣の同意を得た後、6月県議会で合併議案を議決し、その後、正式に総務大臣に届出することになります。

総務大臣の官報告示により、合併の効力が発生します。これを受け、県は、9月の県議会で合併関連の県条例を改正することになります。

よって、合併期日は9月県議会後の10月以降となるため、丁度下半期の始めの日である10月1日が適当と思われます。

### 3. 根拠

「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)の適用

平成17年3月31日までに市町村の議会の議決を経て県に合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行えば現行の合併特例法の規定を適用できる。

#### 【参考法令】

「市町村の合併の特例に関する法律」(附則第2条第2項)

2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請(以下「合併申請」という。)に係る市町村の合併については、この法律(第5条の5から第5条の39まで並びに次条及び附則第2条の3の規定を除く。)は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成18年3月31日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りでない。

合併協議会スケジュール（合併期日：平成17年10月1日）

年月		内 容	
平成 17 年	1		
	2	合併協議会（期日の変更等）	
	3	合併協定書の変更（期日の変更等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備室設置</li> <li>・協議会の開催</li> <li>・幹事会の開催</li> <li>・専門部会の開催</li> <li>・「協議会だより」の発行</li> <li>・財政計画の見直し</li> <li>・町章選定</li> <li>・特別職等報酬等検討</li> <li>・事務事業調整（協定項目調整・事務事業一元化・例規整備～専決処分案作成）</li> <li>・電算システム統合（ソフト・ハード）</li> <li>・各町決算処理</li> <li>・新町予算編成</li> <li>・事務所移転 外</li> </ul>
		各町議会（合併関連議案議決）	
	4	廃置分合申請（～3/31）	
		県 総務大臣協議（同意）	
	5		
	6	県議会（合併議案議決、合併の決定）	
	7	県 総務大臣届出	
		総務大臣 告示（合併の効力発生）	
8			
9	県議会（合併関連県条例改正） 閉町・閉庁		
10	新町スタート（10月1日）		
11	新町長選挙（合併後50日以内，～11/19）		
12			

## 参考資料

### 合併期日の変更による合併協定書の変更について

#### 1. 調整方針に明記した期日が適当であるかどうか再協議を要する項目

調整内容を専門部会で再協議の上、合併協定書の変更が必要な項目については協議会に変更の提案をします。

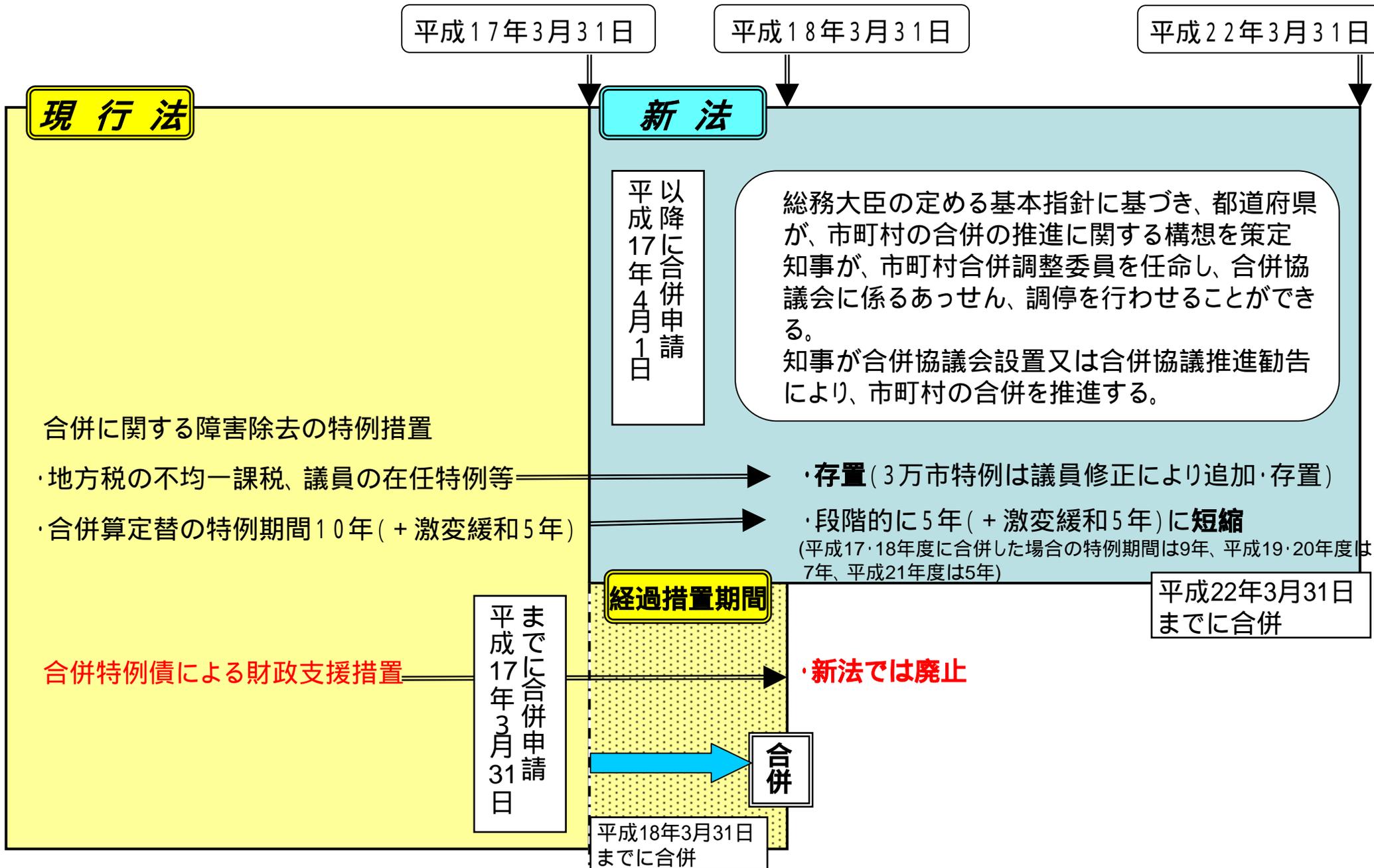
< 例 >

番号	項目	調整方針
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	(1) 議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新町の議会議員として在任する。
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	(1) 農業委員会の委員は、新町に1つの農業委員会を置き、浜坂町、温泉町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

#### 2. 調整方針に実施期日を明記していない項目で、合併時（年度途中）又は年度区分（翌年度当初）のいずれか特定できないもの、若しくは年度途中の変更が適当と思われないもの（報酬、補助金、交付金、扶助費、その他契約関係等年度により区分しているもの）で再協議を要する項目

調整内容を専門部会で再協議の上、合併協定書の変更が必要な項目については協議会に提案します。

# 現行合併特例法と合併新法との比較



参考資料

合併に伴う財政支援措置見込一覧

1. 4 / 1合併の場合

(単位:千円)

区分	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	備 考	根拠法等
普通交付税・合併補正													直後の臨時的経費に対する措置 約167,500千円(@33,500×5年)	特例法
特別交付税・財政措置													包括的な財政措置 約536,000千円(3月交付)	支援プラン
合併市町補助金													約240,000千円(@80,000×3年)	支援プラン
合併特例債(建設事業・基金造成)													発行可能額 起債ベースで総額約7,122,000千円	特例法
普通交付税・合併算定替													H28から5年間は、減変緩和措置 H33から1本算定	特例法

2. 10 / 1合併の場合(3/31までに議決・申請することを前提)

(単位:千円)

区分	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	備 考	根拠法等
普通交付税・合併補正													直後の臨時的経費に対する措置 約167,500千円(@33,500×5年)	特例法
特別交付税・財政措置													包括的な財政措置 約536,000千円(3月交付)	支援プラン
合併市町補助金													約240,000千円(@80,000×3年)	支援プラン
合併特例債(建設事業・基金造成)													発行可能額 起債ベースで総額約7,122,000千円	特例法
普通交付税・合併算定替													H28から5年間は、減変緩和措置 H33から1本算定	特例法

3. 10 / 1合併の場合(4/1以降の議決・申請)

(単位:千円)

区分	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	備 考	根拠法等
普通交付税・合併補正													直後の臨時的経費に対する措置 約167,500千円(@33,500×5年)	新特例法
特別交付税・財政措置													包括的な財政措置 約536,000千円(3月交付)	支援プラン
合併市町補助金													約240,000千円(@80,000×3年)	支援プラン
合併特例債(建設事業・基金造成)														新特例法
普通交付税・合併算定替													H27から5年間は、減変緩和措置 H32から1本算定	新特例法